

静岡県で主に茶栽培用の農機具等の販売業を営む申立人の逸失利益（間接損害）について、平成26年においても静岡県産の茶に対する風評被害が一定程度あると認められること、申立人の事業規模からは新たな取引先の開拓は困難であること、申立人の商圏で茶以外の農機具の販売業へ業態転換することは困難であること等の事情を考慮し、平成26年1月分から同年12月分までの賠償（影響割合4割）が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（平成28年4月1日以降は東京電力ホールディングス株式会社。以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

ア 営業損害（平成26年1月1日～平成26年12月31日）

金650,170円

2 和解の金額

被申立人は、前項記載の損害として、申立人に対し、金650,170円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、当事者がそれぞれ署名（記名）押印のうえ、各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年4月27日

(仲介委員 野嶋慎一郎)